

○田川地区清掃施設組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例

昭和 58 年 8 月 1 日

条例第 12 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員災害補償法(昭和 42 年法律第 121 号)第 69 条及び第 70 条の規定に基づき、議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。)又は通勤による災害に対する補償(以下「補償」という。)に関する制度を定めることを目的とする。

(補償等)

第 2 条 議会の議員その他非常勤の職員に対する補償等については、田川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和 43 年田川市条例第 12 号)の規定の適用を受ける議会の議員その他非常勤の職員の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 13 年条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。